

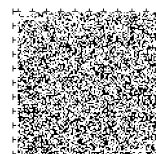
第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画

第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画

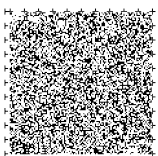
(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

鎌ヶ谷市

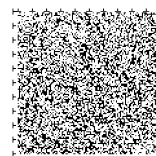


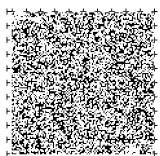
この冊子には音声コード「Uni-Voice」を印刷しています。音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォン等で撮影すると、記載されている内容を取得することができます。



目 次

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 鎌ヶ谷市を取り巻く現状と課題.....	4
5 計画の基本理念.....	9
6 計画策定にあたっての取り組み.....	9
第2章 障がい福祉の充実のための成果目標	10
1 福祉施設から地域生活への移行促進.....	10
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	11
3 地域生活支援拠点等の整備.....	11
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	12
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	13
第3章 障害福祉サービス・障害児通所支援等・地域生活支援事業の見込み	14
1 障害福祉サービスの見込み量.....	14
2 障害児通所支援等の見込み量.....	25
3 地域生活支援事業の見込み量.....	30
第4章 計画の推進に向けて	38
1 計画の進行管理、情報公開.....	38
2 関係機関等の連携強化.....	39
3 情報提供活動の充実.....	39
4 国・県への要望.....	39
5 その他推進する取り組み事項.....	40
資料編	41
1 鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱.....	41
2 鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿一覧.....	43





第1章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

鎌ケ谷市では、「サービスの自己選択と自己決定の尊重」「難病を含む全ての障がいを一元化した障害福祉サービスの提供」「地域生活への移行と就労支援の充実」を目指して、平成27年度から「第4期鎌ケ谷市障がい福祉計画」をもとに障害福祉施策を推進してきました。

国においては、障害者基本法や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）等の法の整備のほか、平成30年4月には、改正された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）が施行され、障がい者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現等、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

このたび、これまでの市の取り組み及び目標値を検証し、新たな国の障がい者制度の動向をふまえ、鎌ケ谷市におけるさらなる障がい者の自立支援を推進するため、「第5期鎌ケ谷市障がい福祉計画」を策定します。

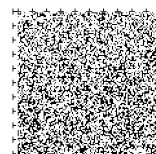
また、障がい児福祉計画は、平成28年6月に児童福祉法が改正され、新たに規定されたものであり、障がい児及び家族への支援を推進するため、「第1期鎌ケ谷市障がい児福祉計画」をあわせて策定します。

2 計画の位置づけ

（1）法的な位置け

本計画は、改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法に基づく、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、一体的に策定できるものとされています。



■改正障害者総合支援法における計画の位置づけ

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

■改正児童福祉法における計画の位置づけ

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

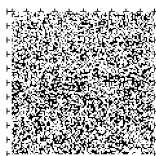
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

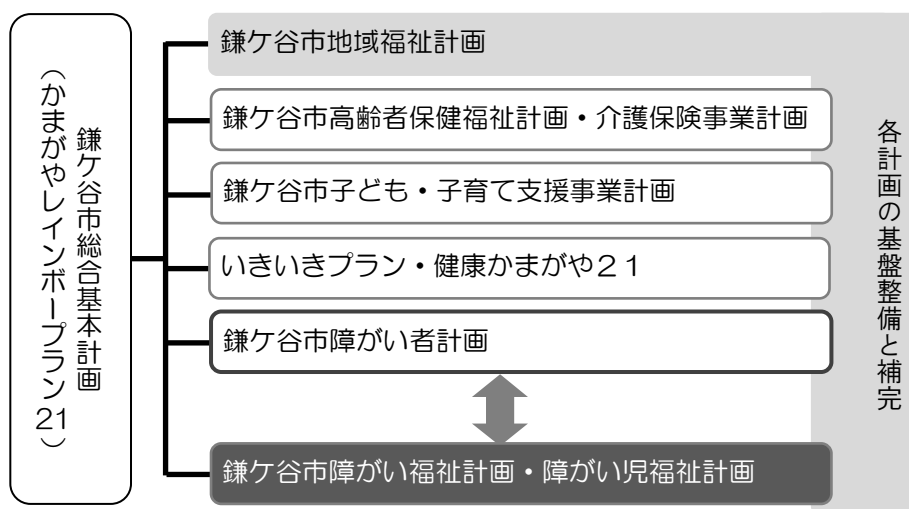
6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。



(2) 各種計画における位置づけ

市の最上位計画となる「鎌ケ谷市総合基本計画（かまがやレインボープラン21）」をはじめ、福祉の上位計画となる「鎌ケ谷市地域福祉計画」の部門計画として位置づけます。また、障害者基本法に基づいて障がい者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「鎌ケ谷市障がい者計画」との整合を図るほか、各種関係計画と調和を保った計画として策定します。

■各種計画における位置づけ

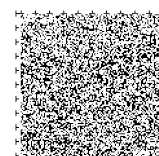


3 計画の期間

第5期鎌ケ谷市障がい福祉計画及び第1期鎌ケ谷市障がい児福祉計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

■計画の期間

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい福祉計画		第3期			第4期			第5期		
障がい児福祉計画								第1期		
障がい者計画	第二期計画									
地域福祉計画	第2期					第3期				



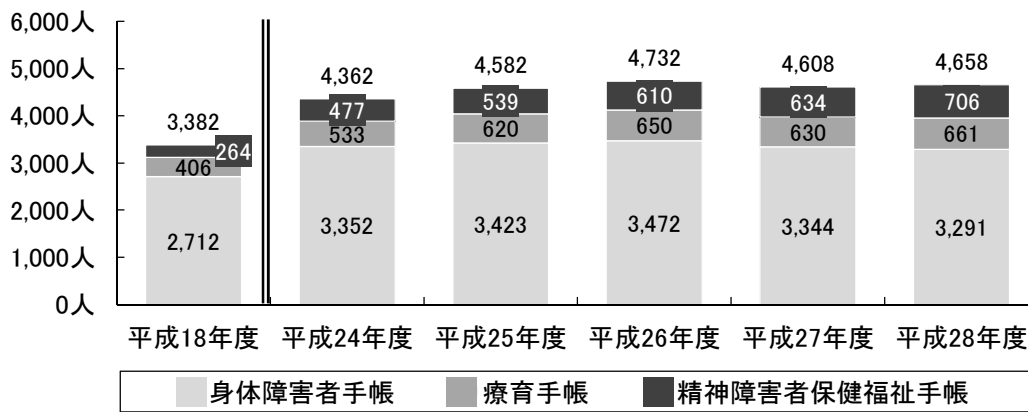
4 鎌ヶ谷市を取り巻く現状と課題

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、総数では平成24年度から平成26年度にかけて増加がみられるものの、以降は横ばいとなっており、平成28年度は4,658人となっています。手帳別では平成26年度以降身体障害者手帳所持者は減少傾向にあるが、療育手帳所持者は微増し、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加で推移しています。

また、平成18年度と平成28年度を比較すると、いずれの障害者手帳所持者も増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳では、約2.7倍と大きく増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

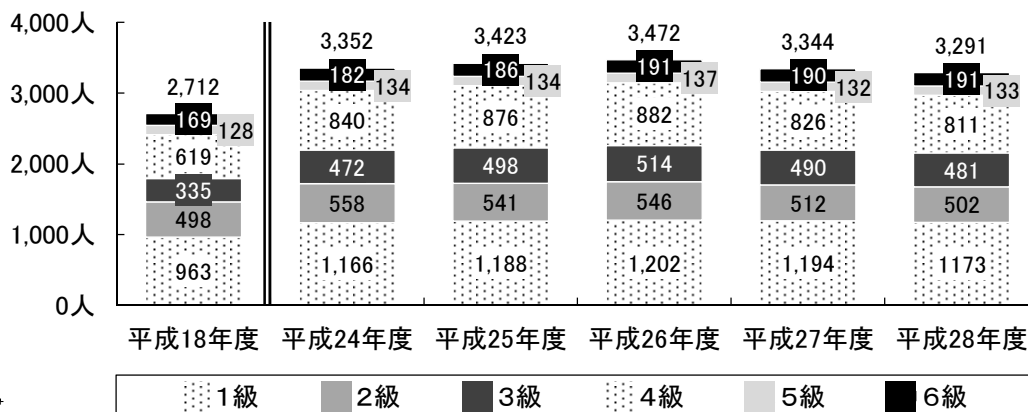


各年度3月31日時点 資料：千葉県

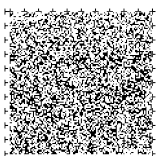
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の総数は平成26年度以降微減傾向で推移し、平成28年度は3,291人となっています。等級別でみると、全体的に横ばいまたは微減傾向となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

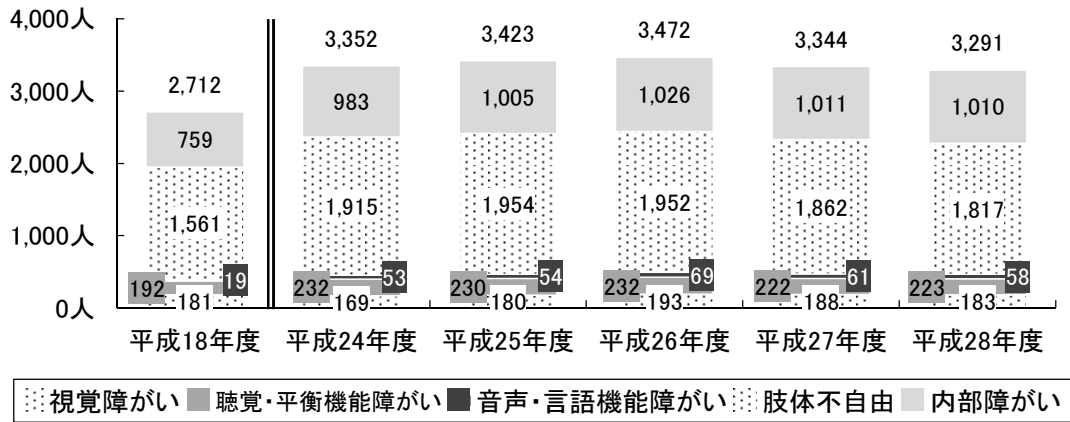


各年度3月31日時点 資料：千葉県



障がいの種類別でみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多く推移しています。

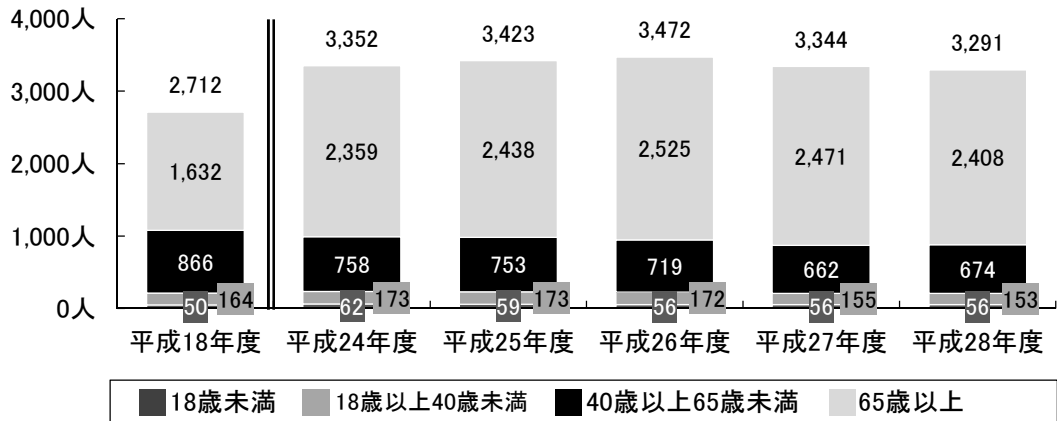
■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移



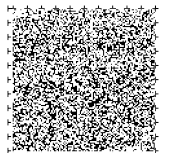
各年度 3月 31日時点 資料：千葉県

年齢別でみると、いずれの年齢も概ね横ばい及び減少傾向で推移しており、約7割が65歳以上となっています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



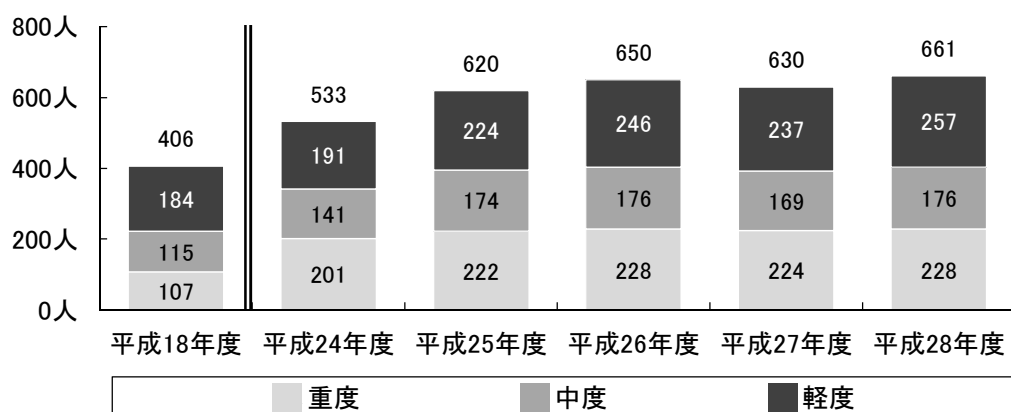
各年度 3月 31日時点 資料：千葉県



(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の総数は平成25年度以降概ね微増傾向で推移し、平成28年度は661人となっています。等級別でみると、各等級とも概ね微増傾向で推移しています。

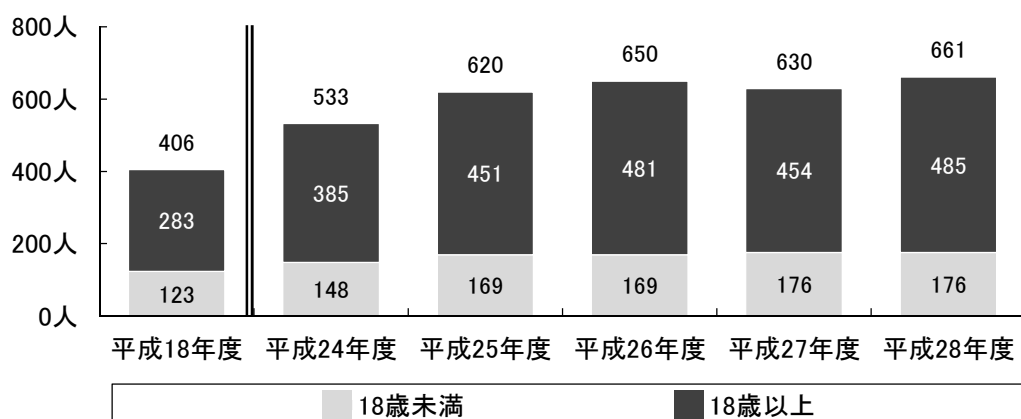
■等級別療育手帳所持者数の推移



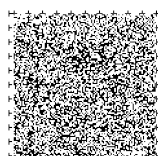
各年度3月31日時点 資料：千葉県

年齢別でみると、平成25年度以降は18歳未満、18歳以上ともに概ね微増傾向で推移しており、約7割が18歳以上となっています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



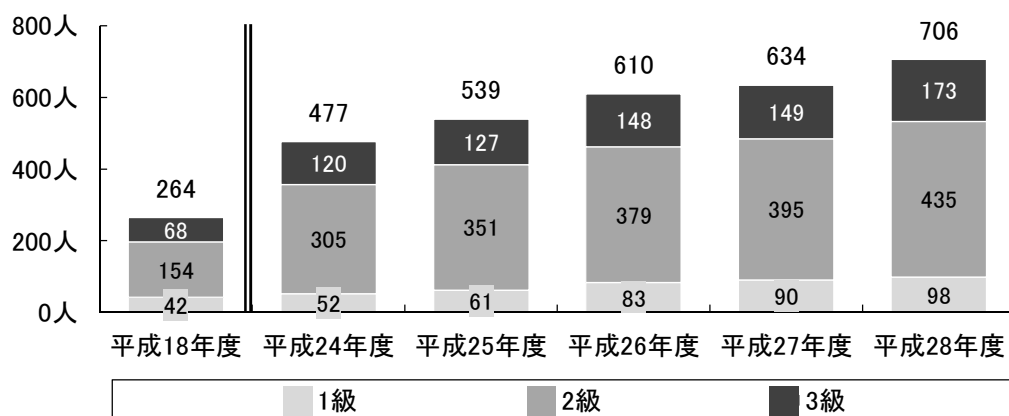
各年度3月31日時点 資料：千葉県



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の総数は、増加傾向にあり、平成28年度は706人となっています。等級別にみると、いずれの等級も増加しており、各年度ともに「2級」が最も多くなっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

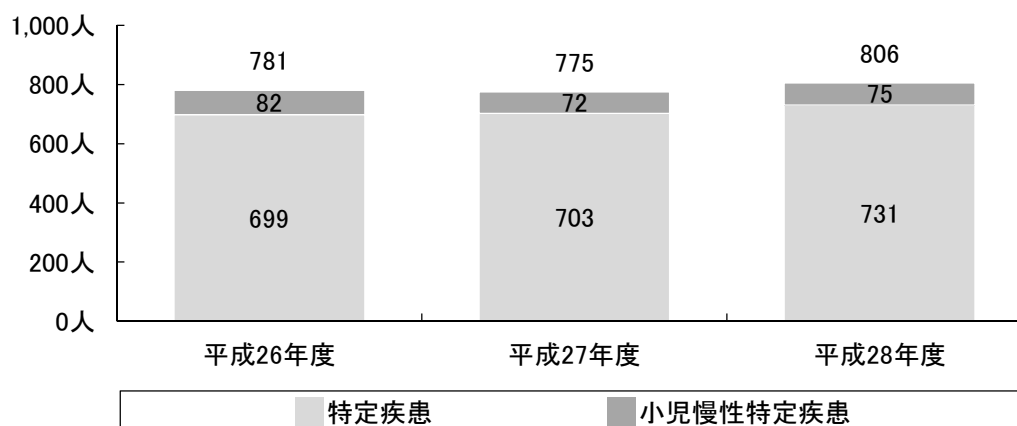


各年度3月31日時点 資料：千葉県

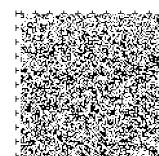
(5) 特定疾患医療受給者等（難病患者）の状況

特定疾患及び小児慢性特定疾患医療受給者数をみると、「特定疾患」は増加傾向、「小児慢性特定疾患」はほぼ横ばいで推移し、平成28年度はそれぞれ731人、75人となっています。

■特定疾患及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移



各年度4月1日時点 資料：千葉県



(6) 鎌ヶ谷市の障がい福祉推進に向けた課題

●地域生活への移行に向けて

障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がい者の視点に立った福祉サービスの質と量の拡充や、コミュニケーション手段や移動手段の確保など、地域における暮らしの安心感を担保する必要があります。

当事者団体とのヒアリングでは、「親亡き後」の障がい者の生活についての不安やグループホームの充実を求める意見が挙げられており、生活の場や日中活動の場の不足の解消や地域生活の支援に向け、日中活動系サービスやグループホームをはじめとした障害福祉サービスの拡充が求められています。

このことから、地域生活支援拠点等の整備を進め、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」の障がい者の生活を地域全体で支える体制を新たに構築するとともに、日中活動系サービスなどのニーズを踏まえ、引き続きサービスの充実を図っていくことが重要です。

●就労機会の拡大に向けて

平成 28 年 4 月より障害者の雇用の促進等に関する法律が施行され、各企業・事業所に対して、障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助が位置付けられるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることとされています。

アンケート調査では、働きたいが働けない理由について、「働くことが不安であるため」「自分に合う(できる)仕事がないため」「働く場が見つからないため」が、働くうえで重要だと思うことについては、「短時間勤務や勤務日数配慮など障がいに応じた働き方ができること」「働きながら通院できること」が上位となっており、福祉的就労の場の充実だけでなく、障がいの特性に応じた雇用のマッチングや就労後の定着に向けた支援が求められています。

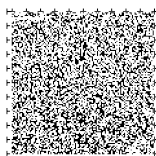
障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行により就労に関するサービス需要の高まりが予測されるため、引き続きサービスの充実を図っていくことが重要です。

●障がい児支援の充実に向けて

平成 30 年度の児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉サービスの新設や既存サービス対象の拡大等により専門的なサービスの充実が必要とされています。

アンケート調査では、幼稚園、保育所、通園施設などに通ううえで重要と思われるものについて、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」「送迎など、通園・通学のサポート」「就学相談や進路相談を積極的に行う」が上位となっており、障がい児保育、特別支援教育など、子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実が求められています。

鎌ヶ谷市における障害児相談支援及び障害児通所支援の利用については増加傾向にあるとともに、障がい児の療育及び訓練、日中活動の場について、今後もニーズが高まることを踏まえ、相談体制や成長段階に応じた切れ目のない支援をしていくことが重要です。



5 計画の基本理念

本計画は、障害者総合支援法や第二期鎌ケ谷市障がい者計画の基本理念「共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり」を踏まえるとともに、国の基本指針をもとに設定した第4期鎌ケ谷市障がい福祉計画の基本理念を引き継ぎます。さらに、第1期鎌ケ谷市障がい児福祉計画を新たに策定することから、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」を加えた4つを基本理念として、計画を推進していきます。

●サービスの自己選択と自己決定の尊重

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

●全ての障がいを一元化した障害福祉サービスの提供

難病患者や発達障がい者、高次脳機能障がい者も含め、障がい者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。

●地域生活への移行と就労支援の充実

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活での継続した支援や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域生活支援拠点等の整備を進めることにより、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

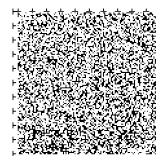
●障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

6 計画策定にあたっての取り組み

計画の策定にあたっては、障がい者団体、事業所等で構成する「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえ、計画を策定しています。

また、障害者手帳をお持ちの方、約3,000人を対象にアンケート調査を実施するとともに、サービス提供事業所を対象に調査を行い、現状、課題の把握を行いました。当事者団体からは懇談会形式で意見を聴取し、市民参加による計画の策定に努めました。



第2章

障がい福祉の充実のための成果目標

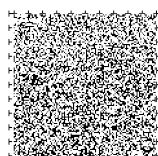
1 福祉施設から地域生活への移行促進

■成果目標の考え方

国の指針	○平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○平成 32 年度末時点の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
鎌ヶ谷市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、鎌ヶ谷市の実績や実情を加味して設定する。

■成果目標

項目	数値	備考
平成 28 年度末時点の施設入所者数	48 人	平成 28 年度末の人数
平成 32 年度末時点の施設入所者数	47 人	平成 32 年度末の利用人員見込み
【目標値】 地域生活移行者	5 人	平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数。平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上にあたる 5 人を設定。
【目標値】 施設入所者の削減	1 人	平成 28 年度末から平成 32 年度末までに削減する施設入所者数の目標人数。平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2.1%にあたる 1 人を設定。



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。 ○平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の設定。（都道府県が設定） ○平成 32 年度末までの精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点の退院率、入院後 6 か月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率）の設定。（都道府県が設定）
鎌ヶ谷市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、鎌ヶ谷市の実情を加味して設置する。

■成果目標

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成 32 年度末までに、圏域の各市、関係機関と協議し、圏域又は市単位で協議の場を設置します。

3 地域生活支援拠点等の整備

■成果目標の考え方

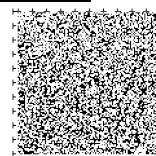
国の指針	○平成 32 年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
鎌ヶ谷市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で設置するが、グループホームや障害者支援施設等に機能を集約する「多機能拠点整備型」又は地域の障害福祉サービス事業者等の関係機関が連携支援する「面的整備型」にするか、整備方法について検討する。

■成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末までに、市内に 1 箇所整備します。

○参考（第 4 期計画検証結果）

項目	目標値	実績値 （平成 28 年度時点）
地域生活支援拠点等の整備	整備に向けた検討	整備に向けた検討



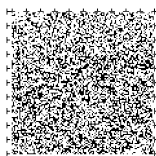
4 福祉施設から一般就労への移行等

■成果目標の考え方

国の指針	<p>○平成 32 年度中に、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。</p> <p>○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。</p> <p>○就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。</p> <p>○各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とすることを基本とする。</p>
鎌ヶ谷市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、鎌ヶ谷市の実績や実情を加味して設定する。

■成果目標

項目	数値	備考
平成 28 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	16 人	平成 28 年度末の人数
【目標】 平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	24 人	平成 32 年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。平成 28 年度実績の 1.5 倍にあたる 24 人を設定。
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	60 人	平成 28 年度末の人数。
【目標】 平成 32 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	72 人	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者の目標人数。平成 28 年度実績の 1.2 倍にあたる 72 人を設定。
平成 28 年度末の就労移行支援事業所数	26 箇所	平成 28 年度末の事業所数。
【目標】 平成 32 年度末の就労移行率が 3 割以上の事業所数	13 箇所	平成 32 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の目標数。平成 28 年度末の就労移行支援事業所数の 50%にあたる 13 箇所を設定。
【目標】 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	一般就労へ移行した障がい者で、就労定着支援を利用している人の利用開始 1 年後の職場定着率。平成 32 年度末における実績を 80%と設定。



○参考(第4期計画検証結果)

項目	目標値	実績値 (平成 28 年度時点)
平成 24 年度の福祉施設から一般就労への移行者数実績	7 人	
【目標値】平成 29 年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	14 人	16 人
平成 25 年度末時点の就労支援事業所利用者数	26 人	
【目標値】平成 29 年度末時点の就労支援事業所利用者数	47 人	60 人

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■成果目標の考え方

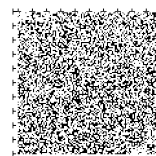
国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。 ○平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ○平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。 ○平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
鎌ヶ谷市の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、鎌ヶ谷市の実績や実情を加味して設定する。

■成果目標

児童発達支援センターについては、平成 29 年度時点で市内に 1 箇所設置しています。引き続き、障がい児等の就学前の子どもに対し、一人ひとりの状況に合わせて発達を促すように、通所による支援を行います。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、平成 29 年度時点で市内において利用できる体制を構築しています。引き続き、保育園や幼稚園等に通園している障がい児等の子どもが、集団生活に適應できるように支援を行います。

項目	目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	平成 32 年度末までに、市内に 1 箇所確保します。
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	平成 30 年度末までに、圏域の各市、関係機関と協議し、圏域又は市単位で協議の場を設置します。



第 3 章

障害福祉サービス・障害児通所支援等・ 地域生活支援事業の見込み

1 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

▽介護者の高齢化等による在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障がい者の増加等を踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。

▽地域生活を支える訪問系サービスは利用意向が高いことを踏まえ、必要なニーズに対応できるよう努めます。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

■内容

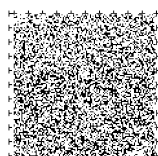
自宅で入浴や排せつの介護、家事援助を行います。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績が増加傾向であることや施設・病院から在宅に移行する障がい者の増加等を踏まえ、毎年度2人ずつの増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	70人	73人	76人	88人	90人	92人
延利用時間 (1月あたり)	859時間	895時間	932時間	1,056時間	1,080時間	1,104時間

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	80人	84人	86人
延利用時間	1,039時間	1,180時間	989時間



② 重度訪問介護

■内容

重度の障がいのため常に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動の介護等を総合的にを行います。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績は横ばいですが、将来の需要を勘案し、平成32年度に1人の増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	9人	9人	10人	7人	7人	8人
延利用時間 (1月あたり)	1,893時間	1,893時間	2,103時間	2,646時間	2,646時間	3,024時間

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	7人	7人	7人
延利用時間	2,252時間	2,645時間	2,646時間

③ 同行援護

■内容

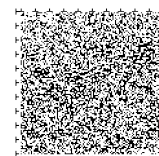
視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績は、ほぼ横ばいですが、将来の需要を勘案し、平成32年度に1人の増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	18人	21人	24人	17人	17人	18人
延利用時間 (1月あたり)	358時間	418時間	477時間	340時間	340時間	360時間

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	15人	17人	17人
延利用時間	314時間	340時間	340時間



④ 行動援護

■内容

知的障がい・精神障がいにより自らの危機回避が困難な人等の外出を支援します。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績は横ばいですが、将来の需要を勘案し、平成31年度に1人の増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	2人	2人	2人	1人	2人	2人
延利用時間 (1月あたり)	25時間	25時間	25時間	5時間	10時間	10時間

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	1人	1人	1人
延利用時間	7時間	4時間	4時間

⑤ 重度障害者等包括支援

■内容

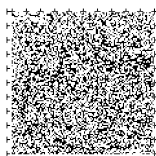
常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

■見込み量

第4期計画期間に利用実績はありませんでしたが、将来の需要を勘案し、1人の利用を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
延利用時間 (1月あたり)	744時間	744時間	744時間	744時間	744時間	744時間

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	0人	0人	0人
延利用時間	0時間	0時間	0時間



(2) 日中活動系サービス

▽各サービスについて、今後、地域生活への移行が進むことにより、需要が高まることが予測されることを踏まえて必要量を見込みます。

▽現在サービスを利用している人はもとより、入所施設からの地域生活移行者や特別支援学校卒業生等が適切なサービスを受けることができるように努めます。

① 生活介護

■内容

常時介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行ったり、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績は、平成28年度に4人の増加があったことを踏まえ、毎年度2人ずつの増加を見込みます。

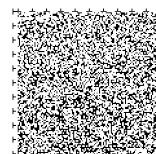
計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	155人	166人	177人	151人	153人	155人
延利用日数 (1月あたり)	3,026日	3,241日	3,456日	3,020日	3,060日	3,100日

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	145人	149人	149人
延利用日数	2,812日	2,885日	2,947日

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■内容

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	障がい者支援施設において、または居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がい者支援施設において、または居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。



■見込み量

機能訓練については、平成 29 年度の実績見込が 1 人であることから、引き続き 1 人を見込みます。また、生活訓練については、第 4 期計画期間の利用実績は、平成 28 年度に 2 人減少しましたが、施設・病院から在宅に移行する障がい者の増加等を踏まえ、毎年度 1 人ずつの増加を見込みます。

計画値		第 4 期計画			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
機能訓練	実利用者数 (1月あたり)	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
	延利用日数 (1月あたり)	45 日	45 日	45 日	20 日	20 日	20 日
生活訓練	実利用者数 (1月あたり)	15 人	19 人	22 人	2 人	3 人	4 人
	延利用日数 (1月あたり)	263 日	333 日	385 日	40 日	60 日	80 日

実績値		第 4 期計画 (平成 29 年度は実績見込)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
機能訓練	実利用者数	0 人	0 人	1 人
	延利用日数	0 日	0 日	16 日
生活訓練	実利用者数	4 人	2 人	2 人
	延利用日数	65 日	18 日	40 日

③ 就労移行支援

■内容

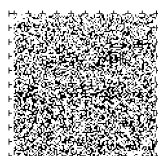
通常の事業所で働きたい人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

■見込み量

第 4 期計画期間の利用実績が増加傾向であることや今後就労に対するニーズが増加していくことを踏まえ、毎年度 3 人ずつの増加を見込みます。

計画値		第 4 期計画			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数 (1月あたり)		35 人	41 人	47 人	45 人	48 人	51 人
延利用日数 (1月あたり)		535 日	627 日	718 日	675 日	720 日	765 日

実績値		第 4 期計画 (平成 29 年度は実績見込)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数		38 人	38 人	41 人
延利用日数		587 日	590 日	629 日



④ 就労継続支援（A型＝雇用型・B型＝非雇用型）

■内容

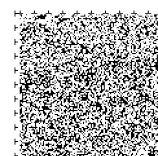
通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

■見込み量

A型については、第4期計画期間の利用実績が増加傾向であることや今後就労に対するニーズが増加していくことを踏まえ、毎年度1人ずつの増加を見込みます。また、B型については、第4期計画期間の利用実績は、平成29年度に4人の減少が見込まれますが、今後就労に対するニーズが増加していくことを踏まえ、毎年度2人ずつの増加を見込みます。

計画値		第4期計画			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
A型	実利用者数 (1月あたり)	13人	15人	18人	32人	33人	34人
	延利用日数 (1月あたり)	240日	276日	332日	640日	660日	680日
B型	実利用者数 (1月あたり)	86人	90人	94人	109人	111人	113人
	延利用日数 (1月あたり)	1,466日	1,533日	1,602日	1,962日	1,998日	2,034日

実績値		第4期計画（平成29年度は実績見込）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
A型	実利用者数	25人	30人	31人
	延利用日数	490日	570日	630日
B型	実利用者数	106人	111人	107人
	延利用日数	1,830日	1,905日	1,900日



⑤ 【新規】就労定着支援

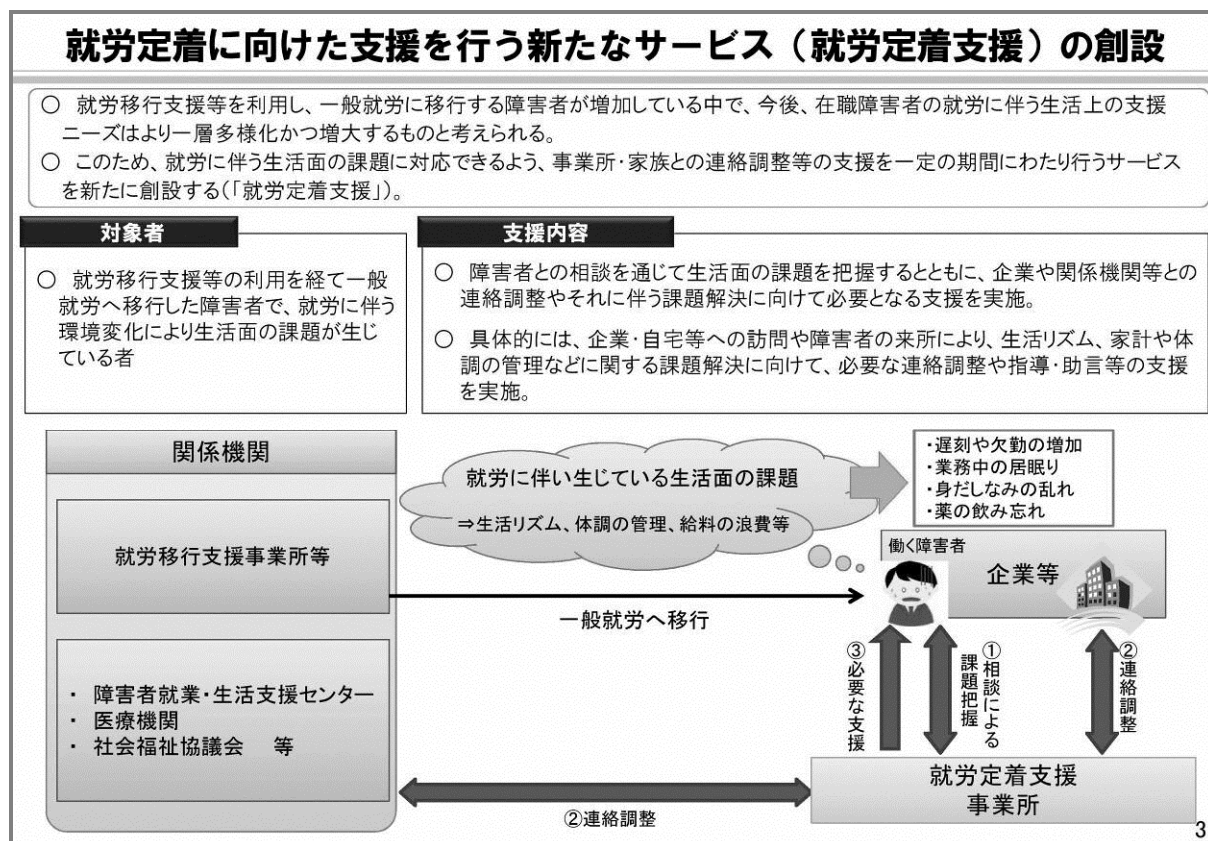
■内容

利用者が就職してから、少なくとも6ヶ月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。

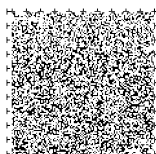
■見込み量

平成30年度からサービスを開始し、段階的な増加を見込みます。

計画値	新規サービスのため計画値なし			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)				1人	3人	5人



資料：厚生労働省



⑥ 療養介護

■内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績がほぼ横ばいであることから、同数の人数を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	15人	16人	17人	12人	12人	12人

実績値	第4期計画(平成29年度は実績見込)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	13人	13人	12人

⑦ 短期入所(ショートステイ)

■内容

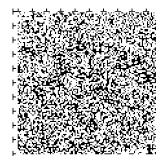
在宅の障がい者(児)を介護する人が病気の場合等に、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込み量

福祉型については、第4期計画期間の利用実績では、平成29年度の実績見込が1人増加であることを踏まえ、引き続き毎年度1人の増加を見込みます。また、医療型については、第4期計画期間の利用実績が横ばいであることから、同数の人数を見込みます。

計画値		第4期計画			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉型	実利用者数 (1月あたり)	30人	33人	36人	26人	27人	28人
	延利用日数 (1月あたり)	377日	415日	452日	260日	270日	280日
医療型	実利用者数 (1月あたり)	1人	1人	2人	1人	1人	1人
	延利用日数 (1月あたり)	5日	5日	10日	5日	5日	5日

実績値		第4期計画(平成29年度は実績見込)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉型	実利用者数	26人	24人	25人
	延利用日数	269日	256日	260日
医療型	実利用者数	1人	1人	1人
	延利用日数	4日	4日	4日



(3) 居住系サービス

▽親亡き後の不安や、施設・病院から在宅に移行する障がい者の増加等を踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。

▽今後、地域生活への移行に伴い予測される需要の高まりや地域生活を支援する新たなサービスに取り組みます。

① 共同生活援助（グループホーム）

■内容

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績が増加傾向であることや在宅に移行する障がい者の増加を踏まえ、毎年度2人ずつの増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	35人	40人	45人	47人	49人	51人

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	37人	43人	45人

② 施設入所支援

■内容

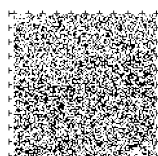
施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■見込み量

成果目標を踏まえ、平成31年度から1人ずつの減少を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	51人	51人	51人	48人	47人	46人

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	48人	48人	48人



③ 【新規】自立生活援助

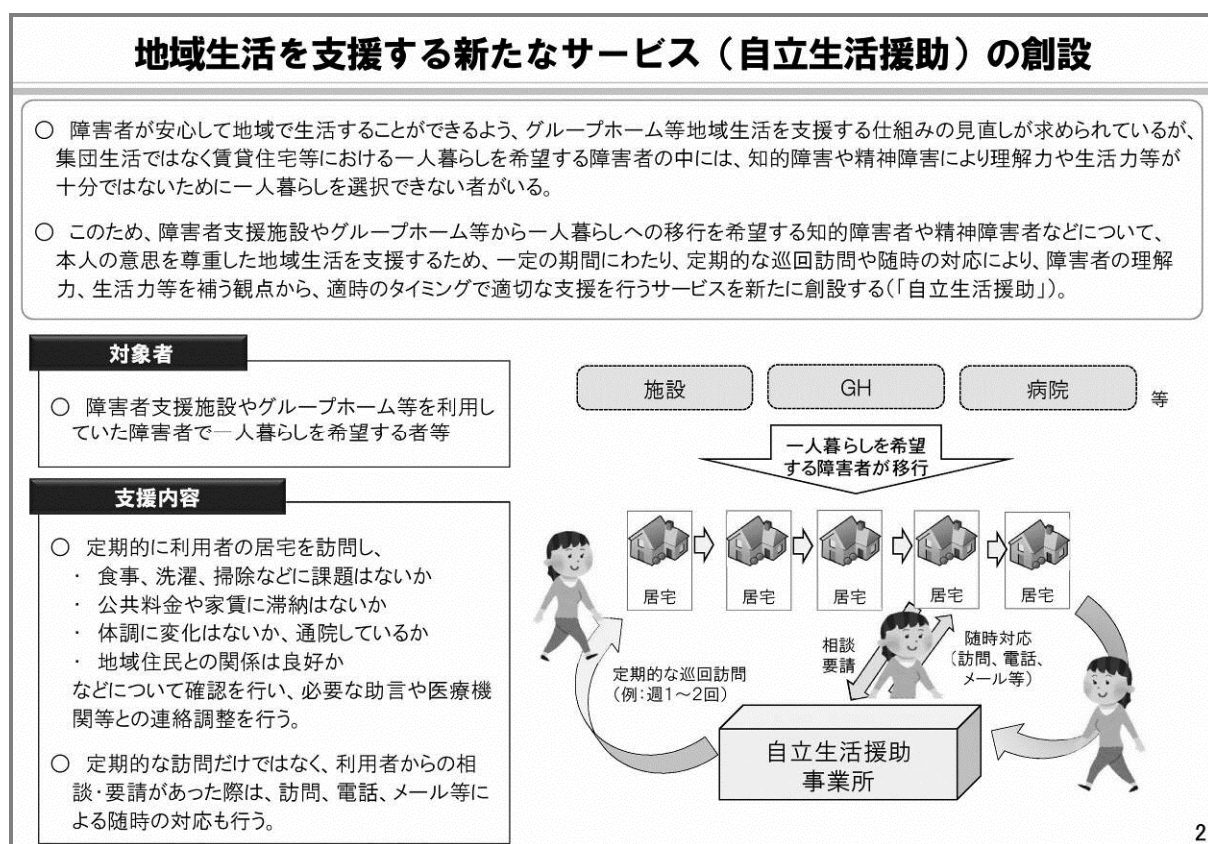
■内容

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

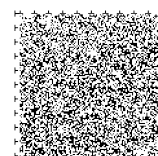
■見込み量

平成 30 年度からサービスを開始し、段階的な増加を見込みます。

計画値	新規サービスのため計画値なし			第 5 期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数 (1月あたり)				1人	3人	5人



資料：厚生労働省



(4) 相談支援

▽障害福祉サービスの利用者の増加等を踏まえ、サービス等利用計画を作成する利用者数や相談支援利用者の必要量を見込みます。

▽障害福祉サービスの利用者の増加に対応できるよう、相談支援事業への参入を働きかけます。

■内容

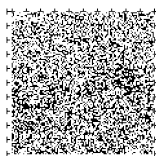
サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用したい時に、サービスを利用するための計画を作成します。サービス開始後は、定期的にサービスの利用状況を確認（モニタリング）し、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

■見込み量

計画相談支援については、第4期計画期間の利用実績が増加傾向であることを踏まえ、毎年度5人ずつの増加を見込みます。また、地域移行支援、地域定着支援については、これまで実績はありませんでしたが、将来の需要を勘案し、1人の利用を見込みます。

計画値		第4期計画			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実利用者数 (1月あたり)	130人	135人	140人	110人	115人	120人
地域移行支援	実利用者数 (1月あたり)	3人	4人	5人	1人	1人	1人
地域定着支援	実利用者数 (1月あたり)	2人	3人	4人	1人	1人	1人

実績値		第4期計画(平成29年度は実績見込)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	実利用者数	78人	102人	105人
地域移行支援	実利用者数	0人	0人	0人
地域定着支援	実利用者数	0人	0人	0人



2 障害児通所支援等の見込み量

▽障がい児の療育及び訓練、日中活動の場について、今後もニーズが高まることを踏まえ、障害児通所支援及びサービス等利用計画の必要量を見込みます。

▽支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、サービス事業者との連携を図ります。

(1) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

■内容

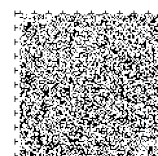
障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児支援利用計画案の作成等を行ったり、通所支援開始後に、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い見直し等の援助を行います。

■見込み量

平成 28 年度から平成 29 年度に利用実績は大きく増加しましたが、今後は緩やかな増加となることが予想されるため、毎年度 2 人ずつの増加を見込みます。

計画値	第 4 期計画			第 5 期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数 (1月あたり)	25 人	30 人	35 人	56 人	58 人	60 人

実績値	第 4 期計画 (平成 29 年度は実績見込)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	25 人	39 人	54 人



(2) 障害児通所支援

① 児童発達支援

■内容

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績では大きく増加しましたが、今後は緩やかな増加となることが予想されるため、毎年度2人ずつの増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	42人	45人	48人	70人	72人	74人
延利用日数 (1月あたり)	366日	392日	418日	700日	720日	740日

実績値	第4期計画 (平成29年度は実績見込)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	42人	55人	68人
延利用日数	433日	538日	692日

② 医療型児童発達支援

■内容

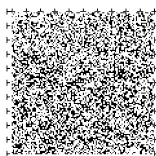
上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童につき、児童発達支援及び治療を行います。

■見込み量

第4期計画期間では利用実績はありませんでしたが、将来の需要を勘案し、1人の利用を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	1人	2人	2人	1人	1人	1人
延利用日数 (1月あたり)	5日	10日	10日	5日	5日	5日

実績値	第4期計画 (平成29年度は実績見込)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	0人	0人	0人
延利用日数	0日	0日	0日



③ 放課後等デイサービス

■内容

授業の終了後または休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績では大きく増加しましたが、今後は緩やかな増加となることが予想されるため、毎年度2人ずつの増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	57人	69人	81人	104人	106人	108人
延利用日数 (1月あたり)	738日	893日	1,048日	1,248日	1,272日	1,296日

実績値	第4期計画 (平成29年度は実績見込)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	60人	93人	102人
延利用日数	703日	1,095日	1,232日

④ 保育所等訪問支援

■内容

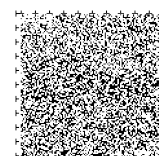
保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績は、平成29年度に1人減少が見込まれますが、将来の需要を勘案し、毎年度1人ずつの増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	6人	7人	8人	3人	4人	5人
延利用日数 (1月あたり)	12日	14日	16日	3日	4日	5日

実績値	第4期計画 (平成29年度は実績見込)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	3人	3人	2人
延利用日数	5日	3日	2日



(3) その他障害児支援サービス

① 【新規】居宅訪問型児童発達支援

■内容

重度の障がい等の状態にある障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

■見込み量

平成30年度からサービスを開始し、段階的な増加を見込みます。

計画値	新規サービスのため計画値なし			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)				0人	1人	2人
延利用日数 (1月あたり)				0日	1日	2日

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

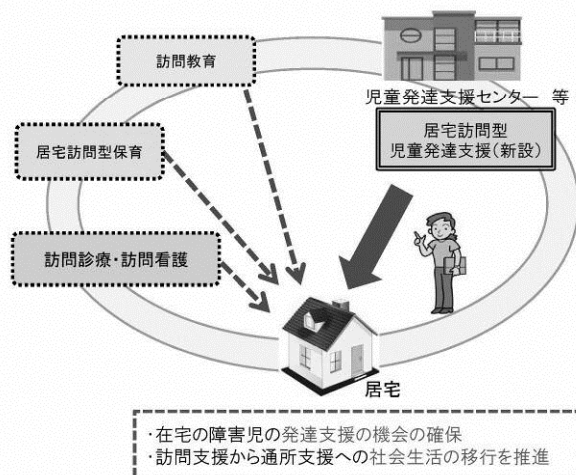
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

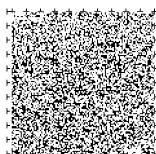
支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
- 【具体的な支援内容の例】
- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



6

資料：厚生労働省



② 【新規】医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

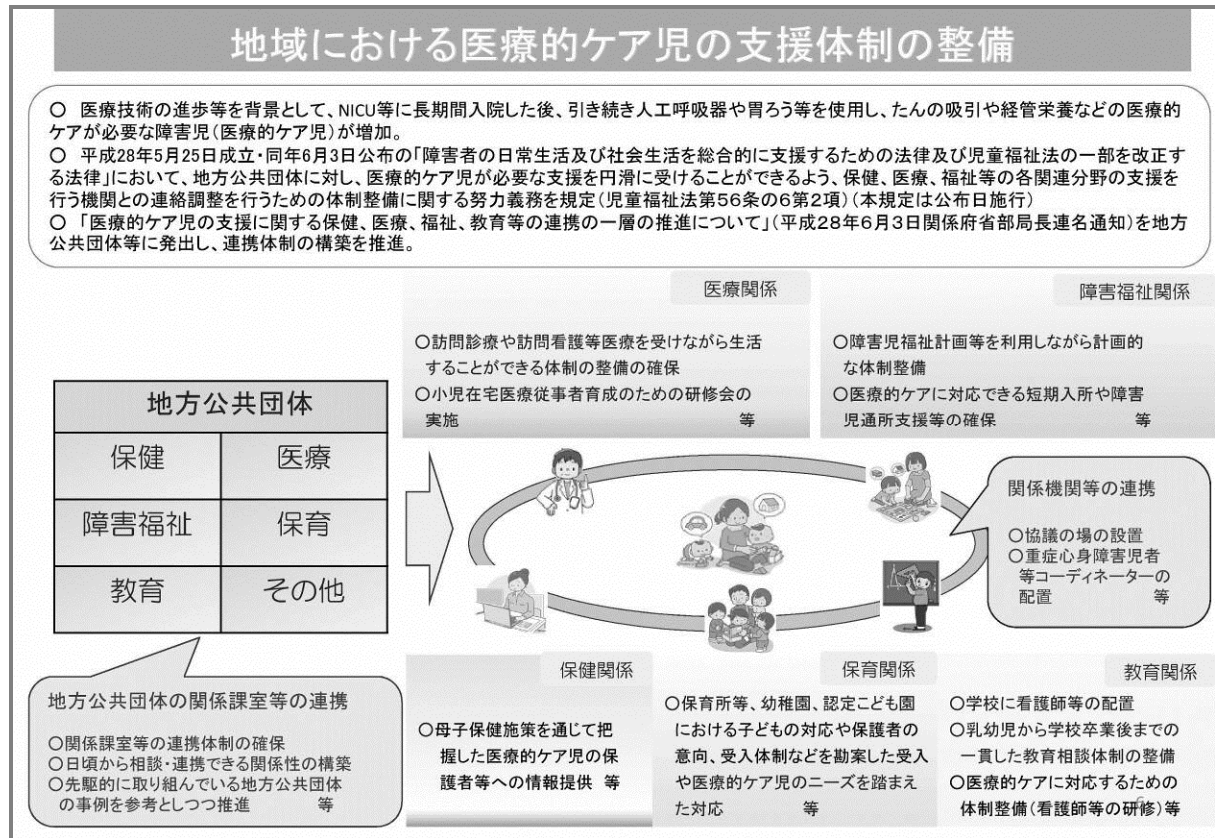
■内容

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

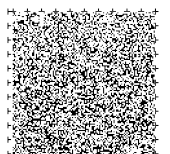
■見込み量

国の方針を踏まえ、各機関と連携しながら、平成32年度に1人の設置を見込みます。

計画値	新規サービスのため実績値なし			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
コーディネーター数				0人	0人	1人



資料：厚生労働省



3 地域生活支援事業の見込み量

- ▽理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、障がい者の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズ等を考慮しながら、必要な事業を実施します。
- ▽相談支援事業については、障がい者の総合的な相談や市内相談機関等の連携強化等に対応できる体制を整備するとともに、相談支援事業者との連携を強化し、障がい者に必要な相談支援体制の構築を図ります。
- ▽成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、障がい者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、広報や相談支援事業等を通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。
- ▽意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業については、研修等を通じて人材の育成に努めるとともに、必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、事業の周知を図ります。
- ▽日常生活用具給付等事業については、事業者と調整しながら、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めるとともに、市の窓口や相談支援事業所等を通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。
- ▽移動支援事業については、移動手段の確保に関するニーズの高まりを踏まえ、安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図ります。
- ▽地域活動支援センターについては、障がい者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、既存事業所の安定した運営を引き続き支援するとともに、事業の充実に努めます。
- ▽日中一時支援事業については、日中の居場所に対するニーズの高まりを踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■内容

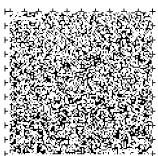
地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込み量

すでに実施しており、引き続き実施していきます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	有	有	有



(2) 自発的活動支援事業

■内容

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。

■見込み量

すでに実施しており、引き続き実施していきます。

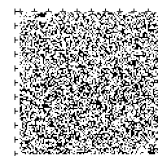
計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

■内容

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	福祉に関する問題や障がい者からの相談に応じて、必要な情報の提供や支援等を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行います。
障害者自立支援協議会	自立支援協議会では、相談支援事業の評価や困難事例への対応等に係る協議、調整等を行います。
市町村相談支援機能強化事業	困難ケースへの対応や相談支援機能の強化のため、相談支援機関に社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置等を行なう事業です。
住宅入居者等支援事業	賃借住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障がい者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言等を行います。

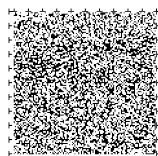


■見込み量

障害者相談支援事業については、設置箇所を増やしていきます。また、基幹相談支援センターについては、平成 29 年度に開設しており、引き続き事業を実施していきます。障害者自立支援協議会、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居者等支援事業については、すでに実施しており、引き続き実施していきます。

計画値		第 4 期計画			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	設置箇所数	7 箇所	8 箇所	9 箇所	9 箇所	10 箇所	10 箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	協議	協議	協議	有	有	有
障害者自立支援協議会	設置の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居者等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

実績値		第 4 期計画(平成 29 年度は実績見込)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	設置箇所数	7 箇所	7 箇所	8 箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	無	協議	有
障害者自立支援協議会	設置の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居者等支援事業	実施の有無	有	有	有



(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

障害福祉サービスを利用しようとする障がい者に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■見込み量

第4期計画期間に利用実績はありませんでしたが、成年後見制度への必要性が高まっていることから、2人の利用を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (年間)				2人	2人	2人
実施の有無	有	有	有			

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	0人	0人	0人
実施の有無	無	無	無

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■内容

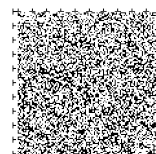
成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■見込み量

第4期計画期間に利用実績はありませんが、関係機関と連携しながら、事業を実施していきます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	無	無	有	無	無	有

実績値	第4期計画（平成29年度は実績見込）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	無	無	無



(6) 意思疎通支援事業

■内容

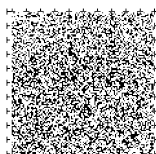
サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
手話通訳者等設置事業	市役所内に手話通訳者を設置することで、聴覚障がい者等が来庁した際のコミュニケーション支援を行います。

■見込み量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、第4期計画期間の利用実績が増加傾向であることを踏まえ、毎年度20件ずつの増加を見込みます。また、手話通訳者等設置事業については、これまで1人の設置があり、引き続き同数を見込みます。

計画値		第4期計画			第5期計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	延利用件数 (年間)				340件	360件	380件
	実利用者数 (年間)	29人	31人	33人			
手話通訳者等設 置事業	設置者数 (年間)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

実績値		第4期計画 (平成29年度は実績見込)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	延利用件数	289件	363件	312件
	実利用者数	13人	26人	
手話通訳者等設 置事業	設置者数	1人	1人	1人



(7) 日常生活用具給付等事業

■内容

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

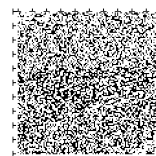
サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込み量

各用具について、第4期計画期間の利用実績及び将来の需要を勘案し、増加または同数を見込みます。

計画値		第4期計画			第5期計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練支援用具	延利用件数 (年間)	4件	4件	4件	7件	7件	7件
自立生活支援用具	延利用件数 (年間)	19件	22件	26件	12件	13件	14件
在宅療養等支援用具	延利用件数 (年間)	24件	27件	30件	11件	11件	11件
情報・意思疎通支援用具	延利用件数 (年間)	34件	38件	42件	10件	11件	12件
排泄管理支援用具	延利用件数 (年間)	1,600件	1,610件	1,620件	1,820件	1,850件	1,880件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	延利用件数 (年間)	1件	1件	1件	1件	1件	1件

実績値		第4期計画 (平成29年度は実績見込)		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練支援用具	延利用件数	4件	6件	7件
自立生活支援用具	延利用件数	7件	11件	11件
在宅療養等支援用具	延利用件数	10件	11件	11件
情報・意思疎通支援用具	延利用件数	11件	9件	9件
排泄管理支援用具	延利用件数	1,794件	1,937件	1,815件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	延利用件数	0件	0件	0件



(8) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進します。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績は増加傾向になっていますが、平成29年度の受講状況を勘案し、同数の10人を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
講習修了者数 (年間)	30人	30人	30人	10人	10人	10人

実績値	第4期計画(平成29年度は実績見込)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
講習修了者数	8人	7人	10人

(9) 移動支援事業

■内容

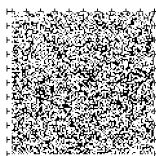
屋外での移動に伴う心身障がい者・児に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績が減少傾向になっていますが、ニーズの高まりを踏まえ、毎年度2人ずつの増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延利用時間 (1月あたり)	264時間	342時間	439時間	180時間	190時間	200時間
実利用者数 (1月あたり)	27人	35人	45人	22人	24人	26人

実績値	第4期計画(平成29年度は実績見込)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用時間	180時間	171時間	167時間
実利用者数	21人	22人	20人



(10) 地域活動支援センター

■内容

在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提供します。

■見込み量

市内分については、第4期計画期間の利用実績は増加傾向にあります。センターの利用状況を勘案し、引き続き同数を見込みます。また、他市利用分についても同数で見込みます。

計画値		第4期計画			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市内分	実利用箇所数 (年間)	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	実利用者数 (1月あたり)	30人	30人	30人	21人	21人	21人
他市利用分	実利用箇所数 (年間)	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	実利用者数 (1月あたり)	3人	3人	3人	4人	4人	4人

実績値		第4期計画 (平成29年度は実績見込)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内分	実利用箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	実利用者数	19人	20人	21人
他市利用分	実利用箇所数	3箇所	3箇所	4箇所
	実利用者数	3人	3人	4人

(11) 日中一時支援事業

■内容

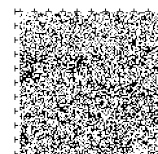
障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。

■見込み量

第4期計画期間の利用実績が減少傾向となっていますが、ニーズの高まりを踏まえ、毎年度5人ずつの増加を見込みます。

計画値	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (1月あたり)	59人	66人	78人	30人	35人	40人

実績値	第4期計画 (平成29年度は実績見込)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	50人	36人	27人



第4章

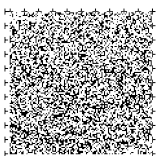
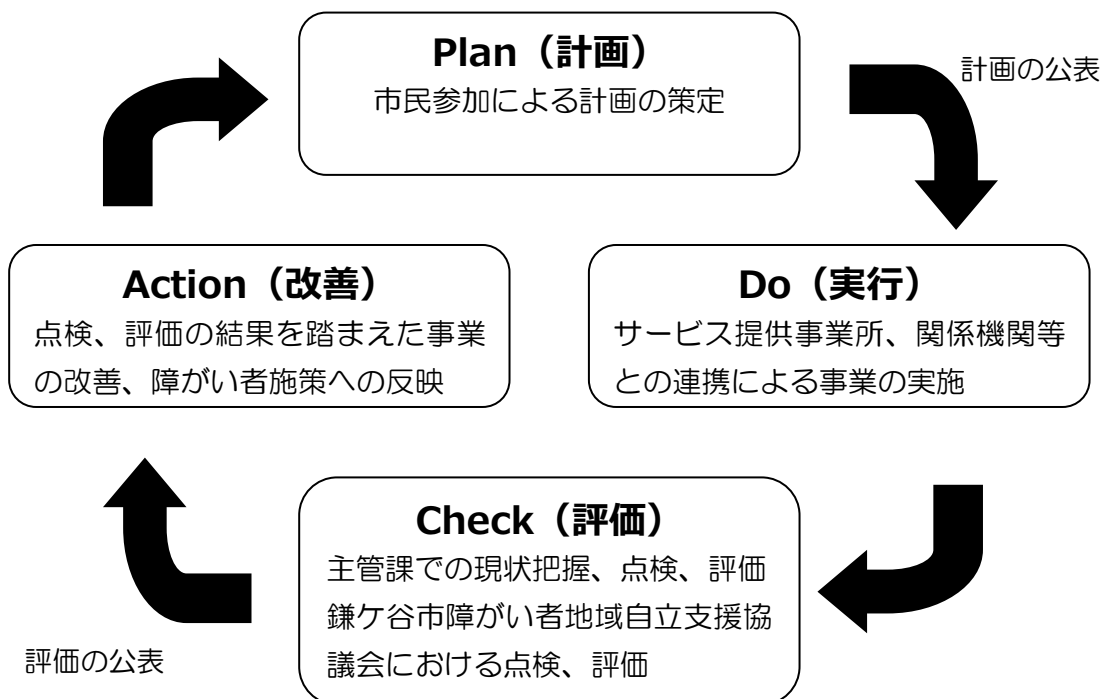
計画の推進に向けて

1 計画の進行管理、情報公開

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

また、「鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会」を中心に、点検、評価を行い、その結果について公表することとします。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



2 関係機関等の連携強化

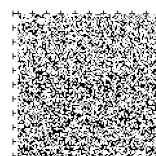
本計画の実現を図るため、保健や福祉、教育等の行政の各分野はもとより、基幹相談支援センターを中核として相談支援事業所等が連携できるネットワークの構築に取り組むとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施を進めます。

3 情報提供活動の充実

アンケート調査等の結果から、各障害福祉サービスの認知度が概ね3割以下であるほか、サービス情報の入手手段が障がいの種別により多様化しているため、障がい者が情報を入手できるよう、さまざまな情報媒体を活用して、障がい福祉に関する情報を発信します。

4 国・県への要望

本計画の推進にあたっては、国や千葉県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度の実施に向けて、国及び千葉県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。



5 その他推進する取り組み事項

障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な取り組みとして、以下の項目を本計画に位置付けます。

(1) 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、対応、適切な支援等の取り組みにより、権利擁護を推進します。

(2) 障がい者等の社会参加等の促進

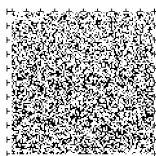
障がい者の生きがいづくりや健康を維持・増進させるため、障がい者が取り組むスポーツやレクリエーション活動に対する支援の充実、障がい者が取り組める各種講座の充実、障がい者と障がいのない人が共に楽しめる活動機会の支援に努めます。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障がいへの理解や啓発に努めます。

(4) 事業所における研修等の充実

障害福祉サービス等を利用する障がい者が安心して利用できるよう、事業所の職員を対象とする権利擁護の視点を含めた研修を充実します。



資料編

1 鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(平成 19 年 8 月 9 日 告示第 63 号)

(設置)

第 1 条 障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業に関し、委託事業者の運営評価等に関する事。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- (4) 鎌ヶ谷市障がい者計画等の具体化に向けた協議に関する事。
- (5) その他障がい者の地域の自立支援に関する事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

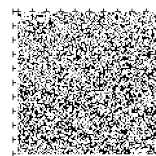
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用関係者
- (6) 権利擁護・地域福祉関係者
- (7) 障がい者団体関係者
- (8) 行政関係機関職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、会長及び過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

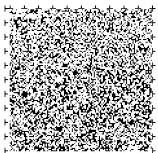
附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

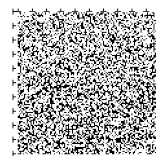


2 鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿一覧

◎印は協議会会長 ○印は協議会副会長

	氏名	所属	役職等
◎	黒岩史郎	特定非営利活動法人 青空の会	理事長
○	高橋貴子	特定非営利活動法人 千葉精神保健福祉ネット サポートネット鎌ヶ谷	管理者
	江間由紀夫	東京成徳大学 応用心理学部	教授
	渡辺浩隆	社会福祉法人 優幸会 みちる園	次長
	山根清孝	医療法人梨香会 自立支援センター	センター長代理
	小林謙介	習志野健康福祉センター（習志野保健所）	上席精神保健福祉相談員
	市川正人	千葉県立つくし特別支援学校	教頭
	松村桂子	千葉県立松戸特別支援学校	進路指導主事
	井手勝則	鎌ヶ谷市商工会	会長
	木藤直美	船橋公共職業安定所	統括職業指導官
	山本幸子	社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会	副会長
	村田セツ子	鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会	地区会長
	加藤美智子	鎌ヶ谷市身体障がい者福祉会	会長
	飯高優子	特定非営利活動法人 鎌ヶ谷市手をつなぐ親の会	理事長
	西出信夫	心の健康を支えあう ききょうの会	会長補佐
	鈴木君江	鎌ヶ谷市聴覚障害者福祉会	役員
	上谷豪	中核地域生活支援センター習志野圏域・ なかまネット	所長
	早坂ひとみ	全国膠原病友の会千葉県支部	会計補佐
	高橋徹	社会福祉課	課長
	本間恵	健康増進課	主幹

※敬称略



第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画
第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画

発行：平成30年3月
企画・編集：鎌ヶ谷市 健康福祉部 障がい福祉課
〒273-0195
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
電話：047-445-1141（代表）
FAX：047-443-2233
URL <http://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

